

平成 28 年度第 1 回富山県環境審議会水環境専門部会 議事概要

1 日時

平成 29 年 2 月 17 日（金）午後 2 時～ 3 時 20 分

2 場所

富山県教育文化会館 1 階集会室

3 出席者

委員：楠井専門部会長、加賀谷委員、渡辺特別委員（代理：齋藤国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所副所長）、高橋専門員、田口専門員、袋布専門員、陶野専門員、藤縄専門員、牧専門員

事務局：長坂理事・生活環境文化部次長、中島環境保全課長、森課長補佐・指導係長、神保副主幹・水質保全係長、山崎主任、村澤主任、大場技師ほか

4 議事

(1) 平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

(2) 報告事項

5 主な意見、質疑応答

(1) 平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

[委員等] 水質の現況について、都市河川の中でも環境基準超過のおそれがある河川があるのではないかと。

[事務局] BOD の 5 年間の推移を見ていると、A 類型、AA 類型の比較的清浄な河川で環境基準値に近づいているところもあるが、いろいろな要因が想定され、各流域でそれぞれ条件が異なる中で個別に推移を見ていく必要がある。

[委員等] BOD がじわじわ上昇している河川で、もし、硝化 BOD の疑いがあるのであれば、関連する項目、例えばアンモニアを測定し、検討したらよいと思う。

[委員等] 地下水について、ひ素については濃度の変動があるのか。ほう素、ふっ素、硝酸性窒素については環境基準は超過していないが、ふっ素は環境基準に近いところがある。原因は、自然由来と考えてよいか。

[事務局] ひ素は自然由来（地質由来）と判明している地域の地点であり、値については環境基準値に近い値で推移しているが、大きな変動はない。硝酸性窒素は、全国的にも調査地点の 8～9 割で検出され一般的に肥料などに由来するといわれてお

り、県内でも同様の状況である。ほう素、ふっ素についても基本的に地質由来である。沿岸の地点では、海からの影響も考えられる。

- 平成 29 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、県の原案のとおり決した。

(2) 報告事項

・「富山県水質環境計画の進捗状況」、「水生生物保全環境基準実態調査について」

[委員等] これからの新しい環境基準である底層 D0 の類型指定について、何か計画されているか。例えば、富岩運河とか岩瀬運河が河川であれば適用はされないが、こういう狭小区域では貧酸素の可能性もある。ここが海域ならば、検討すべきではないか。

[事務局] 底層 D0 の対象水域は海域・湖沼であるが、本県の対象水域等について今後国の事務処理基準が示された際に検討することとしたい。なお、富岩運河、岩瀬運河といった運河については、河川の水域として類型指定されている。

[委員等] 水生生物保全環境基準の類型指定は実態調査の後、平成 30 年度から手続きに進むとのこと、このほかにも環境科学センターの調査研究の中で行政をサポートするデータを取るとか、解析していく予定はあるのか。

[事務局] 研究として、河川の BOD が上がっている要因を考えるところについては進めている。今後も富山全体で状況を見ながら課題のあるところは研究を含めて考えていこうと思っている。

[委員等] 水生生物の環境基準については、現在も新たな物質について検討が進められており、今後、基準項目が増加すると予想される。富山県全体では汚染があまり考えられない状況であるが、こうした国の動向にも注意を払いながら、今後の実態調査の結果を確認したい。

・「地下水指針について」

[委員等] 安全水位について、細かい単位 (cm) まで書かれているがなぜか。また、今後検討するときにはどのようにされるのか。

[事務局] 安全水位の数字は、平成 16 年までに観測井で見られた最低水位値をもってこの数値としている状況である。一方、現状では安全水位を下回る日も見られていることから、その取扱いについて来年度にご検討いただければと思っている。

[委員等] 地下水を消雪に使うのは、コストもあるかもしれないが、地下水の持っている熱と水質が重要なので使っているという面もあるかもしれない。例えば河川の

水を簡易処理して流したほうが、地下水を使うよりは良いのではないか。

[事務局] 確かに河川水の利用も考えられるが、河川水を使うには水利権を取る必要がある。県内で一部河川水を利用しているところはあるが、それをさらに広げるのは難しいと思う。

[委員等] 降雪時に揚水が困難になることや、地盤沈下は実際に起こっているのか。

[事務局] 富山県内では、著しい地盤沈下は起こっていない。過去、地下水条例が制定される前は、地盤変動に取水の影響がみられた時期もあったが、現在は、条例による取水規制や地下水の保全活動などにより、地下水使用量も少しずつ減少してきており、地盤沈下という厳しい状況にはない。ただし、冬期は多量に揚水する場合があり、一部に井戸の利用に困られることがあることを聞いたことがある。

[委員等] 消雪設備の散水量の制御は、行政が行っているのか。

[事務局] 国道や県道のような行政が管理している区間については、行政が制御している。近年の消雪設備は降雪検知器や気温センサー等によって自動制御化されている。また、それとは別に各町内会が管理している区間もあるが、これも同様であり、手動でON、OFF というのはあまりない。

[委員等] 散水量の調整に関して、節水の呼びかけを行うと行政が管理している場所は周知徹底がしやすく、縛りが効きやすいと考えてよいのか。町内会等の民間の場所も同様に周知徹底されやすい状況にあるのか。

[事務局] 消雪設備を設置する際は、一定規模以上であれば条例に基づく届出が提出されることになっている。その段階で、降雪検知器が設置されているか、単位面積当たりの散水量が抑えられているか等の観点で確認することができる。